

海老名市指定重要無形文化財、海老名市指定重要無形民俗文化財、海老名市登録無形文化財及び海老名市登録無形民俗文化財の保持者並びに保持団体の認定の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）第5条第3項の規定に基づき、海老名市教育委員会が行う海老名市指定重要無形文化財又は海老名市指定重要無形民俗文化財の保持者及び保持団体の認定並びに第7条第2項の規定に基づき海老名市教育委員会が行う海老名市登録無形文化財又は海老名市登録無形民俗文化財の保持者及び保持団体の認定のための基準として定めるものである。

(海老名市指定重要無形文化財等の保持者等の認定基準)

第2条 海老名市指定重要無形文化財及び海老名市登録無形文化財（以下「市指定重要無形文化財等」という。）の保持者及び保持団体の認定の基準は次の各号に掲げるものとする。

(1) 演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産の保持者

ア 市指定重要無形文化財等に指定又は登録される芸能又は芸能の技法(以下「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者

イ 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ 2人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

(2) 演劇、音楽その他芸能に係る文化的所産の保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

(3) 工芸技術関係の保持者

ア 市指定重要無形文化財等に指定又は登録される工芸技術（以下「工芸技術」

という。)を高度に体得している者

イ 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ 2人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

(4) 工芸技術関係の保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

(5) 無形の文化的所産に係る技能関係の保持者

ア 市指定重要無形文化財等に指定され、又は登録される無形の文化的所産に係る技能を高度に体得している者

イ 無形の文化的所産に係る技能を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ 2人以上の者が共通の特色を有する無形の文化的所産に係る技能を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

(6) 無形の文化的所産に係る技能関係の保持団体

無形の文化的所産に係る技能の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該技能を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

(海老名市指定重要無形民俗文化財等の保持者等の認定基準)

第3条 海老名市指定重要無形民俗文化財及び海老名市登録無形民俗文化財(以下「市指定重要無形民俗文化財等」という。)の保持者及び保持団体の認定の基準は次の各号に掲げるものとする。

(1) 風俗慣習関係の保持者

市指定重要無形民俗文化財等に指定又は登録される風俗慣習(以下「風俗慣習」という。)を正確に体現できる者又は風俗慣習を継承している者で、将来にわたって継承の意思を有する者

(2) 風俗慣習関係の保持団体

風俗慣習の性格上、個人的特色が薄く、かつ当該風俗慣習を保持する者が多

数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体又は風俗慣習を継承している団体で、将来にわたって継承の意思を有する団体

(3) 民俗芸能関係の保持者

市指定重要無形民俗文化財等に指定される民俗芸能（以下「民俗芸能」という。）を高度に体現できる者

(4) 民俗芸能関係の保持団体

民俗芸能の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該民俗芸能を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

(5) 民俗技術関係の保持者

ア 市指定重要無形民俗文化財等に指定される民俗技術（以下「民俗技術」という。）を高度に体現できる者

イ 民俗技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

ウ 2人以上の者が共通の特色を有する民俗技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

(6) 民俗技術関係の保持団体

民俗技術の性格上、個人的特色が薄く、かつ、当該民俗技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

附 則

この基準は令和元年8月1日から施行する。